

4 情報

知的障がい児への情報提供に配慮と市民への周知啓発を行ってください。

毎年実施される神奈川県「ともに生きる社会かながわ推進週間」では、市内の特別支援学校の生徒の皆様による作品展示とともに、啓発パネル展を実施しています。その機会を活用し、神奈川県や他市町村と連携しながら「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」の周知に努めていきます。

(事務担当は障がい福祉課地域生活支援担当)

5 選挙

選挙公報は、新聞購読をしていないと直手に入らず、公民館で手に入れても内容が理解しにくいものです。

知的障がい者の主権者教育を教育現場や福祉施設で推進してください。特に社会参加である選挙については、学校や施設で投票支援ができる為の取り組みをお願いします。また、できるだけ本人が投票できる環境、本人が介助員に意思表示できる為の環境を整えてください。そして障害種別に応じた投票支援があることも、候補者情報と同様に広報してください。

選挙公報については新聞購読だけでなく、市内公共施設等に配架のほか、選挙人等からの申出にて直接の個別郵送も行っています。

また、選挙公報の内容が理解しにくいとのことですが、掲載内容については公職選挙法等に一定の定めがあり、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならないと規定されています。

投票所の中での配慮については、公職選挙法の規制に触れない範囲の中で、最近では知的障がい者の方が指で投票意思や投票行動を指し示すことのできるような、いわゆるコミュニケーションボードの配架等も行っていますが、御依頼のありました知的障がい者への主権者教育や投票支援に関する広報（公報）等を含めて、引き続き障がい者のための更なる投票環境の整備を精査・検討していきたいと考えています。

(事務担当は選挙管理委員会事務局選挙担当)